

様式第3号(第12条関係)

指令 環境 第 50 号

一般廃棄物処分業許可証

住所 島根県雲南市大東町中湯石936番地1  
氏名 有限会社 山根建設  
代表取締役 山根英利

令和元年6月20日付け申請の一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

令和元年6月28日

雲南市長 速水雄



事業の範囲	一般廃棄物の種類 がれき類、木くず、草
	処理の方法 がれき類：全量破砕による再生 木くず：全量破砕によるチップ化 草：全量破砕によるチップ化
	受入区域 雲南市内全域
事業所(処分場)の所在地	雲南市大東町中湯石936番地1
許可期間	自 令和元年7月26日 至 令和3年7月25日
その他必要な事項	1 関係法令、条例及び規則を遵守すること。 2 内容等変更があった場合、速やかに連絡をし、指示を受けること。

様式第3号(第12条関係)

指令 環境 第 51 号

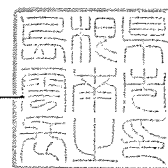
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 島根県雲南市大東町中湯石936番地1  
氏名 有限会社 山根建設  
代表取締役 山根英利

令和元年6月20日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

令和元年6月28日

雲南市長 速水雄



事業の範囲	木くず、がれき類、草
許可期間	自 令和元年7月26日 至 令和3年7月25日
営業区域	雲南市内全域
その他必要な事項	1 関係法令、条例及び規則を遵守すること。 2 収集物については、雲南市大東町中湯石936番地1に所在する処理施設に搬入すること。 3 内容等変更があった場合、速やかに連絡をし、指示を受けること。